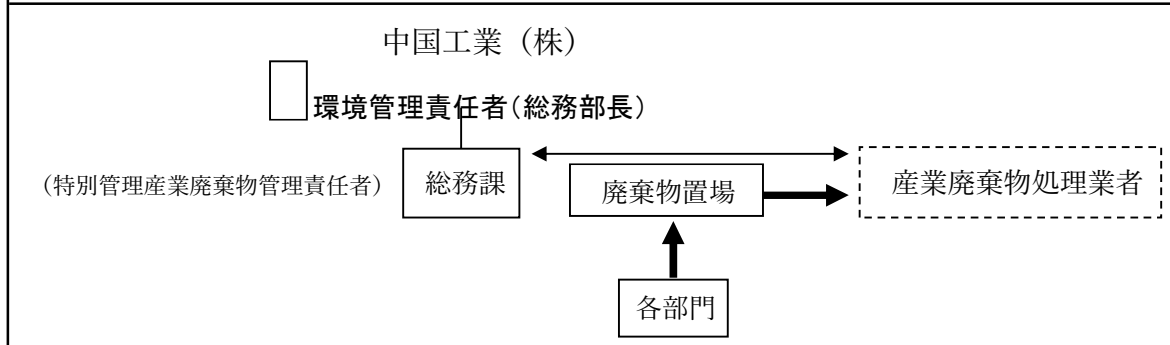


特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6 年 6月 28日	
呉市長 殿	
提出者	
住所 広島県呉市広名田1丁目3番1号	
氏名 中国工業株式会社	
代表取締役社長 野村 實也	
電話番号 0823-72-1212	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき，特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので，提出します。	
事業場の名称	中国工業株式会社
事業場の所在地	広島県呉市広名田1丁目3番1号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	金属製品製造業
②事業の規模	売上：109億63百万円
③従業員数	269人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・廃酸：製造現場 → 廃棄物置場 → 処理委託 ・廃油（有害）：製造現場 → 廃棄物置場 → 処理委託

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙4のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（PH2.0以下）	廃油（有害）
	排出量	74.1 t	2.7 t
	（これまでに実施した取組） ・硫酸槽の液の入れ替えは表面処理の可能な限り使用。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（PH2.0以下）	廃油（有害）
	排出量	70.0 t	3.0 t
	（今後実施する予定の取組） 【廃酸】 ・現状、実施可能な取組なし。 【廃油（有害）】 ・現状、実施可能な取組なし。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙4のとおり

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・実施していない。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現状、実施可能な取組なし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙4のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙4のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙4のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（PH2.0以下）	廃油（有害）
	全処理委託量	74.1 t	2.7 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	2.7 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 産業廃棄物を委託（収集・処理）する場合、委託先の財務状況等、 許可証の確認をし契約を締結。		
	・ 中間処理業者の現場視察を年に一度実施。		

②計画	【目標】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 (PH2.0以下)	廃油 (有害)
	全処理委託量	70.0 t	3.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	3.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 今後も定期的に委託先を視察する (年1回)		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績），建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績），医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙4(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量

計画：今年度（令和6年度）計画量

単位:トン/年

		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類											
廃油		2.7	3.0								
廃酸		74.1	70.0								
廃アルカリ											
感染性産業廃棄物											
ばいじん											
燃え殻											
汚泥											
特定有害産業廃棄物	廃PCB等										
	PCB汚染物										
	PCB処理物										
	指定下水汚泥										
	鉱さい										
	廃石綿等										
	燃え殻										
	ばいじん										
	廃油(金属を含むもの)										
	汚泥(金属を含むもの)										
	廃酸(金属を含むもの)										
	廃アルカリ(金属を含むもの)										
合計		76.79	73	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:トン/年

		処理委託に関する事項									
		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類											
廃油		2.7	3.0	2.7	3.0						
廃酸		74.1	70.0								
廃アルカリ											
感染性産業廃棄物											
ばいじん											
燃え殻											
汚泥											
特定有害産業廃棄物	廃PCB等										
	PCB汚染物										
	PCB処理物										
	指定下水汚泥										
	鉱さい										
	廃石綿等										
	燃え殻										
	ばいじん										
	廃油(金属を含むもの)										
	汚泥(金属を含むもの)										
	廃酸(金属を含むもの)										
	廃アルカリ(金属を含むもの)										
合計		76.79	73	2.68	3	0	0	0	0	0	0